

令和7年第3回定例会(令和7年9月29日)

厚生環境教育委員会委員長 (松川 峰生 委員長)

去る9月8日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました「議第61号 令和7年度別府市一般会計補正予算(第3号)」関係部分ほか11件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに「議第61号 令和7年度別府市一般会計補正予算(第3号)」関係部分についてであります。

市民課関係部分では、令和8年1月10日付けの住居表示実施に伴い、マイナンバーカードの住所の書き換え手続きのための予約制を基本とする臨時窓口を、トキハ別府店に約4か月間開設するための経費等を計上しているとの説明がありました。

委員から、予約制のために混雑する曜日等が重なることが予想されるが、その予約時の整理についてはどう行う予定なのかという質疑があり、当局から、予約枠を30分ごとに区切って受け付ける予約システムを使用することで、混雑を回避するという答弁がありました。

次に、共生社会実現・部落差別解消推進課関係部分では、男女共同参画センターの1階のトレーニング室を改修するための工事費等を計上しており、改修後は、別府市が社会福祉協議会に委託している「別府市自立相談支援センター」等の事務室・相談室として新たに施設を利用するとの説明がありました。

次に、高齢者福祉課関係部分では、令和6年度の低所得者保険料負担金を精算した結果、国と県への返還が生じた分を計上しているとの説明がありました。

次に、ひと・くらし支援課関係部分では、災害時の指定収容避難所である社会福祉会館の洋式トイレを、避難者の生活環境等の改善を図るために温水洗浄便座に改修するための工事費を計上しているとの説明がありました。

次に、子育て支援課関係部分では、放課後児童クラブにおける性被害防止対策のため、パーテーションを設置するための経費等を計上しているとの説明がありました。

委員から、これまでの性被害に関する報告の有無についての質疑があり、当局から、現在そのような報告はなく、保育所・施設が特に気をつけてくれるとの答弁がありました。

次に、こども家庭課関係部分では、市民産婦への安定的なサービス提供と、ウェルネス産後ケア事業を別府ならではの産業として推進・定着させることを目的に、民間企業の参画を促し、事業実施体制を整えるため、産後ケアを提供する旅館やホテルにおいて、保育やカウンセリングに用いる専用スペースや設

備の整備費、また、こどもの安全確保のためのマットや遊具、乳児用寝具などの備品購入費を支援する「ウェルネス産後ケア施設整備費補助金」を新設するための経費を計上しているとの説明がありました。

次に、スポーツ推進課関係部分では、災害時の避難者の生活環境等の改善を図るため、総合体育館（べっぷアリーナ）の洋式トイレを温水洗浄便座に改修する工事費を計上しているとの説明がありました。

次に、保険年金課関係部分では、令和8年度から国民健康保険税に新たな税区分として子ども・子育て支援金分が加わることに伴い、収納システムの改修にかかる委託料を計上しているとの説明がありました。

次に、教育政策課関係部分では、災害時に指定収容避難所となる学校等の洋式トイレを温水洗浄便座等に改修し、避難者の生活環境等の改善を図るための工事費を計上しており、対象は東山中学校を含む小中学校及び幼稚園の体育館及び幼稚園ホール等のトイレであるとの説明がありました。

最後に、社会教育課関係部分では、別府市美術館がこれまで抱えていた展示スペース・收藏スペースの不足という課題解消のため、男女共同参画センター2階部分を美術館として改修し民俗資料等を移設する経費、空いた部屋を郷土作家の展示室に改修する経費、及び1階中庭の段差解消等を行う工事費等を計上しているとの説明がありました。

続きまして、「議第62号 令和7年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、「議第63号 令和7年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議第64号 令和7年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」では、各会計とも、前年度決算剰余金の確定等に伴う歳入歳出予算を計上している旨の説明がありました。

以上、4件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、3件の条例議案及び5件のその他議案の審査についてであります。

「議第65号 別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」では、男女共同参画センターが行っているトレーニング室及び研修室等の貸館としての提供を廃止することに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がありました。

「議第68号 別府市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」では、現在、市民の健康の保持増進に係る保健・医療等の団体の使用施設として、施設の一部貸し出し等を行っているため、現状の利用に沿った内容に条例を改正しようとするものであるとの説明がありました。

「議第69号 別府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」では、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるために条例を制定するものであるとの

説明がありました。

「議第71号 動産の取得について」では、令和2年度に導入されたタブレット端末等のうち、教員用422台を更新するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

委員から、更新に際し、教員向けの指導等はあるのかとの質疑があり、当局から、操作マニュアルの作成等を検討し、現場の先生方に困りごとがないようにサポートしていきたいと答弁がありました。

次に、「議第72号 別府市営クレ射撃場の長期かつ独占的な利用について」では、大分県クレ射撃協会に令和7年度から令和11年度まで長期かつ独占的な利用について、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

最後に、「議第73号」「議第74号」及び「議第75号 議決事項の変更について」では、新図書館外新築工事において、地面掘削時に想定を超える転石が発生したことにより、それら地中障害物の撤去及びその処理費用が膨らんだこと、またそれに起因する工期延長に伴う経費の増額があったことから、工事請負契約の金額を変更しようとするものであるとの説明がありました。

以上、3件の条例議案及び5件のその他議案におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。何とぞ、議員各位のご賛同をお願いいたします。